

名古屋市緑政土木局における猛暑による作業不能日数の取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、名古屋市緑政土木局の発注工事(現場作業を伴う委託を含む)における猛暑による作業不能日数の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 作業不能時間

定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する観測所で「名古屋(愛知)」におけるWBGT値(気温、湿度、日射、輻射を考慮した暑さ指数)が31以上となった時間をいう。

(2) 作業不能日数

前号の定時の現場作業時間を、各日の8時から17時までとした場合の作業不能時間について、過去5年間分の合計を日数に換算し、5年平均したものとする。(日数への換算は、8時間を1日として行い、小数点以下第一位を切り上げる。次号において同じ)

(3) 実施作業不能日数

工期中の当該現場における定時の現場作業時間において、作業不能時間に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。

(対象工事)

第3条 本要領の適用を行う工事は、6月から9月までの全て又は一部の期間を工期に含む工事とする。

2 前項の工期は、余裕工期期間を除いた期間とする。次条において同じ。

(工事発注時の取扱い)

第4条 発注者は、工事発注に際し、実施設計において算出した工期に次に掲げる各号の区分に応じた日数を加算し、工期の設定を行うものとする。

(1) 6月から9月までのうち全て又は一部の期間が工期に含まれる月

当該月の作業不能日数

(工期の変更に係る取扱い)

第5条 実施作業不能日数が、前条において加算した日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について、工期を変更する。

(補則)

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年(2025年)6月1日から施行する。